

内閣参質一七七第一九八号

平成二十三年六月二十四日

内閣總理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用及び情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、その上で申し上げれば、一般に、沿岸国の領海において他国の軍隊が当該沿岸国の同意なく訓練を行うことは認められておらず、また、沿岸国の排他的經濟水域において他国の軍隊が訓練を行う場合には、当該沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払つて行わなければならないとされている。

三について

政府として、平素より必要な情報収集は行つているが、お尋ねは、第三国・地域間で生じている事案についての情報収集のための具体的活動に関するものであり、相手国・地域との関係もることから、お答えを差し控えたい。

